

**花子**：父がしてくれたことは『人的役務の提供』にはあたると思うんですが、なぜ医療費控除の対象にならないのですか？

**青色**：『人的役務の提供の対価』って言うのは、ひらたくいえば、『親族以外の者の労力に対する支払い』ということだよ。だから親族以外の者が運行している電車・バス・タクシーの運賃等は医療費控除の対象となるんだよ。

**花子**：それじゃあ、子供の通院に親が付き添う場合の交通費はどうなるのですか。

**青色**：子供に限らず、年齢や病状・ケガの具合からみてその人を一人で通院させることが危険な場合には、付添人の交通費も医療費控除の対象となるよ。

**花子**：ふーん、なら入院している子供の世話をするために、母親が通院している場合の母親の交通費も医療費控除の対象になるんですか。

**青色**：そこなんだけど、そもそも、医療費控除の対象となる通院費は、『患者自身が医師等による診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものであり患者自身が通院していること』が要件なんだ。したがって、この場合は患者である子ども自身は通院していないので、母親の交通費は、医療費控除の対象とはならないんだよ。

**花子**：うーん、医療費の「通院費」だけでもなかなかややこしいですね。

**青色**：そうだね。色々なケースがあるから、勉強しておくんだよ。それと電車やバスなどの交通機関を利用するときは領収証をもらえないことが多いと思うけど、①いつ②どこまで行って③いくらかかったかをそのつど丹念に記録しておき、それが通院のための費用であることを理解してもらえることが必要だね。

**花子**：はい、わかりました。今日は、ありがとうございました。

医療費控除についてのご質問・ご不明な点は、  
青色事務局までご連絡下さい。

## 無料法律相談開催！

第二東京弁護士会所属 会員弁護士全面協力による 法律相談

法律問題でお悩みの方、お一人で迷わず弁護士による相談を考えてみてはいかがでしょうか。

弁護士先生が会員のために親身にアドバイスをしてくれます。前回の相談会では的確なアドバイスを頂き、相談者が大変喜んでくれています。

### 【ご利用方法】

日 時 平成27年1月21日（水）午前9時～午後12時 1人1時間以内

場 所 鶴見青色会館3階会議室

予 約 鶴見青色申告会まで電話で予約をしてください。 ☎ 521-1145

弁護士 関根健児 先生